

# 公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

平成30年 1月19日

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課長 大熊 一寛

## 1 業務名

平成29年度次期緊急時対策支援システムの調達支援業務(解析予測システム等)

## 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 企画競争説明会に参加した者であること。
- (6) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 組織の実績・資格等

本業務を実施する組織(会社全体又は実施部門・部署)が、ISMS 認証(ISO/IEC 27001、JISQ27001)等を取得していること。認証を受けていない場合には、独立行政法人情報処理推進機構が提供する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を受注者が実施し、その結果として、各項目得点がいずれも4.0以上かつ平均が4.5以上であることをもって示すこと。また、社内の規程書や同等の資料を提出した上で、事前に情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を明記した資料を作成して提出すること。

本業務を実施する組織(会社全体または実施部門・部署)が、ISO9001 認証等を取得していること。認証を受けていない場合には、これと同等の品質システムを有していることを証明するため社内の規程書や同等の資料を提出した上で、事前に品質管理計画書を作成して提出すること。

「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡協議会決定)に基づき、情報システムに関する業務調査、システム調査業務や、プロジェクト計画書、プロジェクト

管理要領、調達に係る要件定義書案及び調達仕様書案を作成する業務等の実績を有すること。

( 8 ) 従事者の実績・資格等

本業務の責任者又は主要担当者に、次の資格又は同等以上の資格を一つ以上保有する者がいること。

- ・PMP ( Project Management Professional )
- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ
- ・技術士( 情報工学部門又は総合技術監理部門( 情報工学を選択科目とする者 ) )

本業務の責任者又は主要担当者に、以下の資格又は同等以上の資格を一つ以上保有する者がいること。

- ・IT コーディネータ
- ・情報処理技術者試験のシステム監査技術者
- ・情報処理技術者試験の IT ストラテジスト
- ・情報処理技術者試験のシステムアーキテクト

本業務の責任者又は主要従事者に、情報システムに関する業務調査、システム調査または調達支援を実施した実績を有する者がいること。

( 9 ) 環境省 CIO 補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等 ( 常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 12 年 12 月 22 日法律第 224 号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者ではないことを誓約できる者であること。

3 契約候補者の選定方法

「平成 29 年度次期緊急時対策支援システムの調達支援業務(解析予測システム等)に係る企画書等審査の手順」(別添 3)及び「平成 29 年度次期緊急時対策支援システムの調達支援業務(解析予測システム等)に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添 4)に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として 1 者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出がない場合は、この限りでない。

4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

( 1 ) 企画競争説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「手続き・申請」>「調達・予算執行」>「調達」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルをダウンロードして入手すること。

<http://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#kikakukyousou>

( 2 ) 問合せ先

〒106-8450 東京都港区六本木 1 - 9 - 9 六本木ファーストビル 5 階

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室 担当 守屋 嘉則

TEL 03 5114 2240 (内線4797)

FAX 03 5114 2250

質問は、メール(yoshinori\_moriya@nsr.go.jp)にて受け付ける。

## 5 企画競争説明会の開催

企画競争参加者に対して、説明会を実施する。

(1) 日時 平成30年2月2日(金) 11時30分

(2) 場所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室  
東京都港区六本木1丁目9番9号

1 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

2 1者2名までとするが、参加人数多数の場合は1者1名とする。

3 本会場にて、企画競争説明書の交付は行わない。

## 6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先 4(2)に同じ

(2) 受付方法 質問書【様式1】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出すること。質問及び回答は質問者自身の秘匿情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報、原子力規制庁の業務に支障を来すものを除き公表する。

(3) 受付期間 平成30年2月16日(金) 12時まで

(4) 回答 平成30年2月21日(水) 17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

## 7 資格要件に係る書類の提出期限等

(1) 提出期限 平成30年2月23日(金) 12時

(2) 提出先 4(2)に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。(提出期限必着)  
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

## 8 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 7(1)に同じ

(2) 提出先 7(2)に同じ

(3) 提出方法 7(3)に同じ

## 9 企画提案会の開催

(1) 企画提案会を平成30年3月2日(金)以降に開催する。なお、必要に応じてヒアリングを行うが、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して、別途連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書

等の説明を行うものとする。

1 0 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

1 1 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

(参 考)

## 予算決算及び会計令 ( 抜粋 )

( 一般競争に参加させることができない者 )

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

( 一般競争に参加させないことができる者 )

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。